

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和 年 月 日

松江市長 上定 昭仁 殿

申請者

住 所 〒690-0000

松江市〇〇町〇〇番地

氏 名 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 松江 太郎

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号 0852-00-0000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）	廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。） 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。） 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。） 感染性廃棄物 廃石綿等 以上 積替え・保管を行う。
事務所及び事業場の所在地	事務所 松江市〇〇町〇〇番地〇 電話番号 0852-00-0000 事業場 松江市△△町△△番地△ 電話番号 0852-△△-△△△△
事業の用に供する施設の種類及び数量	運搬車両 容器 保冷車1台、汚泥吸排車1台、シート、ケミカルドラム缶、 フックロール車1台、フレキシブルコンテナ、 5tダンプ1台 廃石綿専用2重袋（予備） バイオハザードマーク付専用容器（予備）
積替え又は保管を伴う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	所在地：松江市〇〇町〇〇番地 面積：36㎡ 特別産業廃棄物の種類：廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）、廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）、感染性廃棄物、廃石綿等 積替えのための保管上限：12㎡ 積み上げることのできる高さ：1.5m
※事務処理欄	

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号	都道府県・市区名	許 可 番 号
	島根県	3 2 〇 〇 1 2 3 4 5 6
※ 収集運搬業、処分業を問わず、また、産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業を問わず、有する処理業許可をすべて記入します。		

申請者 (個人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
		住 所

(法人である場合)

(ふりがな) 名 称	住 所
<small>(かぶしきがいしゃ〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)</small> 株式会社〇〇〇〇	島根県松江市〇〇町〇〇番地

法定代理人 (申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
		住 所
該当なし		
※ 該当がない場合は、「該当なし」と記載します。		

法第14条第5項第2号ニに規定する役員 (申請者が法人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
	役職名・呼称	住 所
まつえ たろう 松江太郎	S27.10.31 代表取締役	島根県松江市〇〇町〇〇番地〇 島根県松江市〇〇町〇〇番地〇
まつえ じろう 松江次郎	T11.6.28 取締役	島根県松江市〇〇町〇〇番地〇 島根県松江市〇〇町〇〇番地〇
まつえ はなこ 松江花子	S28.2.9 取締役	島根県松江市〇〇町〇〇番地〇 島根県松江市〇〇町〇〇番地〇
さんばい いちろう 産廃一郎	S38.12.31 監査役	広島県△△市△丁目△△△番 島根県松江市××一丁目×番×号

※ 基本的に法人の登記事項証明書に記載の役員(監査役含む。)が該当しますが、相談役、顧問等役員に準ずる者がいる場合は、これらの者もすべて記入します。

※ 住民票のとおり記入します。

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株主の総数	5,000口		出資の額	5,000,000円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 割 合	本 籍 住 所	
まつえ たろう 松江太郎	S27.10.31	1,500,000円 30%	島根県松江市〇〇町〇〇番地〇 島根県松江市〇〇町〇〇番地〇	
まつえ じろう 松江次郎	T11.6.28	1,500,000円 30%	島根県松江市〇〇町〇〇番地〇 島根県松江市〇〇町〇〇番地〇	
まつえ はなこ 松江花子	S28.2.9	1,000,000円 20%	島根県松江市〇〇町〇〇番地〇 島根県松江市〇〇町〇〇番地〇	
さんばい いちろう 産廃一郎	S38.12.31	1,000,000円 20%	広島県△△市△丁目△△△番 島根県松江市××一丁目×番×号	
※ 住民票のとおりに入ります。				

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
役職名・呼称		
該当なし		
※ 該当がない場合は、「該当なし」と記載します。		

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

※ 手数料は、申請時にお渡しする納入通知書で金融機関に納付いただきます。
特別管理産業廃棄物収集運搬業の新規許可申請は81,000円
更新許可申請は74,000円です。